

勞を分てりといふ。

元老院・地方官會議

一六三頁

明治八年四月十四日、左右院を廢して、元老院・大審院を置く。因りて詔して曰く、

朕卽位ノ初メ首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メテ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ賴リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ顧フニ中興日淺ク内治ノ事常ニ振作更張スペキモノ少ナシトセズ朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ擴メ大審院ヲ置キ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通ジ公益ヲ圖リ漸次國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其ノ慶ニ賴ラント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、コトナク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコトナク其レ能ク朕ガ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ

と即ち元老院を以て上院に擬し、地方官會議を以て下院に充てしものにして、以て他日帝國議會開設の階梯となし給ひしなり。地方官會議は既に七年五月の勅によりて、その開設の事を宣し給ひしが、その後臺灣事件及び之に伴へる清國との紛議ありし爲に、延期せられしものを、此の際直にそれを開設し給へるなり。

國會開設の大詔

一六四頁

朕祖宗一千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣ギ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲

ノ政事ヲ建テ後世子孫繼グ可キノ業ヲ爲サンコトヲ期ス曩ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府縣會ヲ開カシム是レ皆漸次基ヲ創メ幹ニ循ヒテ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ラザルハ莫シ爾有衆亦朕ガ心ヲ諒トセん

顧ミルニ立國ノ體國各々宜シキヲ異ニス非常ノ事業實ニ輕學ニ便ナラズ我ガ祖我ガ宗照臨シテ上ニアリ遺烈ヲ掲ゲ洪謨ヲ弘メ古今ヲ變通シ斷ジテ之レヲ行フ責メ朕ガ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕ガ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命ジテ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其ノ組織權限ニ至リテハ朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及ビテ公布スル所アラントス朕惟フニ人心ハ進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動キ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及ビテ謨訓ヲ明徵シ以テ野野臣民ニ公示スベシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國家ヲ害スル者アラバ處スルニ國典ヲ以テスペシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス

奉 詔

明治十四年十月十二日

憲法發布の詔勅

一六四頁

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕ガ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及ビ將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

現代史

一九七

太政大臣三條實美

惟フニ我ガ祖我ガ宗ハ我ガ臣民祖先ノ協力輔翼ニ依リ我ガ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ
我ガ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ビニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史
ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我ガ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕ガ意ヲ奉
體シ朕ガ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我ガ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏
固ナラシムルノ希望ヲ同ジクシ此ノ負擔ヲ分カツニ堪フルコト疑ハザルナリ

又同日左の上諭を發せらる。

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタ
マヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊
ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履践シ茲ニ
大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所
ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ
條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ憇ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財產ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有
ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ
期トスヘシ將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ
子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕
カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ
朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法
ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

憲法發布の盛典 一六四頁—一六五頁

この圖の原本は油繪にして、當時の實況を目撃したる人の筆に成りしものなれば、その光景を徵す
るに好適の史料なり。大典發布の式場は宮城の正殿にして、東西凡そ十四五間、南北凡そ八九間あり、古代模様に彩色せる合天井を以て覆はれ、周圍には帷帳を垂れたり。その奥まりたる一方に方
二間半許り、高さ凡そ五寸許りの臺を三段に設け、之れを玉座となす。紫色の蓋幄は彩雲の垂れた
るが如く、前面は高く褰けられ、背後には微かに日章を現はして低る。中央には海老色天鷲絨地に、
金絲を以て菊花の御紋章を繡ひ、金色燦爛たる御榻を南面して安んず。その右方、少しく離れて、
やゝ低く、皇后陛下の御座あり。玉座の左方は親王の御座にして、なほ其の左方には外國公使及び
貴賓の席あり。玉座の左右には、内大臣及び宮内大臣侍立す。親任官・公爵・勳一等・勅任官・麝香間

祇候・侯爵・伯子男爵總代は殿中南方の一半に參列し、殿の正面には、内閣各大臣（第一列）樞密顧問官及陸海軍將校（第二列）、元老院議官府縣會議長（第三列）等參列す。その他の文武高等官・外國公使・新聞記者等は式場外の廻廊に陪侍して、拜觀するを許さる。圖は恰も内閣總理大臣黒田清隆御前に進み、階を昇りて、天皇の授け給へる帝國憲法を拜受せる光景なり。この原圖は宮内省圖書寮に所藏せらる。尙ほこの外に、宮中三殿奉告、觀兵式、饗宴等の圖あり。

この大典を行はせ給ふと同時に、伊勢神宮・畠傍山及び後月輪の山陵には、特に勅使を發遣して、奉告あらせ給ひ、岩倉具視・島津久光・大久保利通・毛利敬親・山内豊信・鍋島直正・木戸孝允の墓へも、勅使を派して、申告せさせ給ひ、又西郷隆盛の賊名を除きて、正三位を贈り、藤田誠之進・佐久間修理・吉田寅次郎へ正三位を贈り、各府縣下八十歳以上の老男女へは、皆金を賜ひ、且大赦令を發して、凡そ國事犯、若くは言語文字を以て、國事の爲に罪に觸れたるものは、盡く之を赦し給ふ。

この日詰旦、天雪降りて、地上積ること數寸、滿城の風光、盡く瓊樓玉樹と變じ、乾坤忽ち一新するの觀あり。午下天晴れ、氣清く、亦片塵を揚げず。時に兩陛下は、午後零時三十分、豫て仰せ出されたる青山觀兵式に臨御あらせ給ふ。文武百官扈從す。この臨幸を奉迎せんが爲に、御通輦沿道の左右に集へる者、東京府會議員・各學校の教員生徒以下、この盛典を拜せんと欲して、來り集る者、街衢に填咽し、到る所立錐の地無し。皆聖德を謳歌して、その萬歳を唱ふ。聲天地に響きて、六合に溢る。

この夕、親王並に御息所・親任官・外國公使・公爵・勳一等・勅任官・麝香間祇候・侯爵・府縣知事・控訴院長、及び檢事長、及伯子男爵總代一名、樞密院書記官・内閣御雇外國人、並に夫人等、二百七十餘名を宮中に召して、讌を賜ひ、夜に入り、正殿に於て、舞樂を奏し、憲法發布の式場に參列したる諸員に陪覽せしめ、畢て立食の宴を賜ふ。

翌日東京府民の請願を容れ、兩陛下宮城御出門、京橋・日本橋・神田・下谷の四區を経て、上野公園に臨幸し、府民をして、周ねく鳳輦を拜するの榮を得せしめ、上下歡呼の狀を覽はせ給ひ、龍顏殊に麗はしく、暮に至りて、還幸あらせ給ふ。

清國に對する宣戰の大詔

一六七頁

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ百僚有司ハ宜ク朕カ意ヲ體シ陸上ニ海面ニ清國ニ對シテ交戰ノ事ニ從ヒ以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ苟モ國際法ニ戾ラサル限り各々權能ニ應シテ一切

ノ手段ヲ盡スニ於テ必ス遺漏ナカラシムルコトヲ期セヨ

惟フニ朕カ即位以來茲ニ二十有餘年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ソ料ラム清國ノ朝鮮事件ニ於ケル我ニ對シテ著著鄰交ニ戾リ信義ヲ失スルノ舉ニ出テムトハ

朝鮮ハ帝國カ其ノ始ニ啓誘シテ列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國タリ而シテ清國ハ毎ニ自ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ陰ニ陽ニ其ノ内政ニ干渉シ其ノ内亂アルニ於テロヲ屬邦ノ極難ニ藉キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ朕ハ明治十五年ノ條約ニ依リ兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ更ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ治安ヲ將來ニ保タシメ以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ先ツ清國ニ告タルニ協同事ニ從ハムコトヲ以テシタルニ清國ハ翻テ種々ノ辭柄ヲ設ケ之ヲ拒ミタリ帝國ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムルニ其ノ秕政ヲ釐革シ内ハ治安ノ基ヲ堅クシ外ハ獨立國ノ權義ヲ全クセムコトヲ以テシタルニ朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ清國ハ終始陰ニ居テ百方其ノ目的ヲ防碍シ剩ヘ辭ヲ左右ニ托シ時機ヲ緩ニシ以テ其ノ水陸ノ兵備ヲ整ヘ一旦成ルヲ告クルヤ直ニ其ノ力ヲ以テ其ノ欲望ヲ達セムトシ更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ我艦ヲ韓海ニ要擊シ殆ト亡狀ヲ極メタリ則チ清國ノ計圖タル明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシテ歸スル所アラサラシメ帝國カ率先シテ之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位ハ之ヲ表示スルノ條約ト共ニ之ヲ蒙晦ニ付シ以テ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ以テ東洋ノ平和ヲシテ永ク擔保ナカラシムルニ存スルヤ疑フヘカラス熟ト其ノ爲ス所ニ就テ深ク其ノ謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ實ニ始メヨリ平和ヲ犠牲トシテ其ノ非望ヲ遂ゲムトスルモノト謂ハサルヘカラス事既ニ茲ニ至ル朕平和ト相終始シテ以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ナリト雖亦公ニ戰ヲ宣セサルヲ得サルナリ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期

ス

遼東半島還附についての詔勅 一六八頁

明治二十八年五月十日の詔

朕嚮ニ清國皇帝ノ請ニ依リ全權辦理大臣ヲ命シ其ノ簡派スル所ノ使臣ト會商シ兩國講和ノ條約ヲ訂締セシメタリ

然ルニ露西亞獨逸兩帝國及法朗西共和國ノ政府ハ日本帝國カ遼東半島ノ讓地ヲ永久ノ所領トスルヲ以テ東洋永遠ノ平和ニ利アラスト爲シ交、朕カ政府ニ慾通スルニ其ノ地域ノ保有ヲ永久ニスル勿ラムコトヲ以テシタリ

顧フニ朕カ恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ竟ニ清國ト兵ヲ交フルニ至リシモノ拘ニ東洋ノ平和ヲシテ永遠ニ鞏固ナラシムトスルノ目的ニ外ナラス而シテ三國政府ノ友誼ヲ以テ切偲スル所其ノ意亦茲ニ存ス朕平和ノ爲ニ計ル素ヨリ之ヲ容ル、ニ客ナラサルノミナラス更ニ事端ヲ滋シ時局ヲ艱シ治平ノ回復ヲ遲滯セシメ以テ民生ノ疾苦ヲ釀シ國運ノ伸張ヲ沮ムハ眞ニ朕カ意ニ非ス且清國ハ講和條約ノ訂結ニ依リ既ニ渝盟ヲ悔ユルノ誠ヲ致シ我カ交戦ノ理由及目的ヲシテ天下ニ炳焉タラシム今ニ於テ大局ニ顧ミ寛洪以テ事ヲ處スルモ帝國ノ光榮ト威嚴トニ於テ毀損スル所アルヲ見ス朕乃チ友邦ノ忠言ヲ容レ朕カ政府ニ命シテ三國政府ニ照覆スルニ其ノ意ヲ以テセシメタリ若シ

夫レ半島讓地ノ還附ニ關スル一切ノ措置ハ朕特ニ政府ヲシテ清國政府ト商定スル所アラシメムトス今ヤ講和條約既ニ批准交換ヲ了シ兩國ノ和親舊ニ復シ局外ノ列國亦斯ニ交誼ノ厚ヲ加フ百僚庶其レ能ク朕カ意ヲ體シ深ク時勢ノ大局ニ視微ヲ慎ミ漸ヲ戒メ邦家ノ大計ヲ誤ルコト勿キヲ期セヨ

露國に對する宣戰の大詔 一七〇頁

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露國ト交戰ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク各其ノ職務ニ率ヒ其ノ權能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ旦暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス朕カ有司モ亦能ク朕カ意ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關係年ヲ逐フテ益ヒ親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト鬪端ヲ開クニ至ル豈朕カ志ナラムヤ

帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス韓國ノ守亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ然ルニ露國ハ其ノ清國トノ明約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ

拘ハラス依然滿洲ニ占據シ益ヒ其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併合セムトス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸セン乎韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムヘカラス故ニ朕ハ此ノ機ニ際シ切ニ妥協ニ山テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歲ノ久シキニ瓦リテ屢次折衝ヲ重ネシメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス贖日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ陽ニ平和ヲ唱道シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ增大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス凡ソ露國カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レス韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレムトス事既ニ茲ニ至ル帝國カ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

韓國併合條約 一七一頁

日本國皇帝陛下並ニ韓國皇帝陛下ハ、兩國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ顧ヒ、相互ノ幸福ヲ増進シ、東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セントヲ欲シ、此ノ目的ヲ達セんが爲メニハ、韓國ヲ日本帝國ニ併合スルニ如カザルコトヲ確信シ、茲ニ兩國間ニ併合條約ヲ締結スルコトニ決シ、之レガ爲メニ、日本國皇帝陛下ハ統監子爵寺内正毅ヲ、韓國皇帝陛下ハ内閣總理大臣李完用ヲ各々其ノ全權委員ニ任命セリ。因リテ右全權委員ハ會同協議ノ上、左ノ諸條ヲ協定セリ。

第一條 韓國皇帝陛下ハ、韓國全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ、完全且ツ永久ニ、日本國皇帝陛下ニ譲與ス。

第二條 日本國皇帝陛下ハ、前條ニ掲ゲタル讓與ヲ受諾シ、且ツ全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトヲ承諾ス。

第三條 日本國皇帝陛下ハ、韓國皇帝陛下・太皇帝陛下・皇太子殿下、並ビニ其ノ后妃及ビ後裔ヲシテ、各其ノ地位ニ應ジ、相當ナル尊稱・威嚴及ビ名譽ヲ享有セシメ、且ツ之レヲ保持スルニ十分ナル歲費ヲ供給スペキコトヲ約ス。

第四條 日本國皇帝陛下ハ、前條以外ノ韓國皇族及ビ其ノ後裔ニ對シ、各々相當ノ名譽及ビ待遇ヲ享有セシメ、且ツ之レヲ維持スルニ必要ナル資金ヲ供與スルコトヲ約ス。

第五條 日本國皇帝陛下ハ、勳功アル韓人ニシテ、特ニ表彰ヲナスヲ適當ナリト認メタルモノニ對シ、榮爵ヲ授ケ、且ツ恩金ヲ與フベシ。

第六條 日本國政府ハ、前記併合ノ結果トシテ、全然韓國ノ施政ヲ擔任シ、同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身體及ビ財產ニ對シ、十分ナル保護ヲ與ヘ、且ツ其ノ福利ノ增進ヲ圖ルベシ。

第七條 日本國政府ハ、誠意忠實ニ新制度ヲ尊重スル韓人ニシテ、相當ノ資格アルモノヲ、事情ノ許ス限り、韓國ニ於ケル帝國官吏ニ登用スベシ。

第八條 本條約ハ日本國皇帝陛下及ビ韓國皇帝陛下ノ裁可ヲ經タルモノニシテ、公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

大正天皇朝見式の勅語 一七二頁

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ

顧フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頌テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備爰ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ盛德鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ懲ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサラムコトヲ期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事へ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ煥順セヨ

即位禮 一七二頁

大正天皇の踐祚・即位・立太子等は、明治天皇の定め置き給ひし、皇室典範・皇室令の規定に據りて行はれたる處なり。

皇室典範に曰く、

第十條 天皇崩スルトキハ、皇嗣即チ践祚シ、祖宗ノ神器ヲ受ク。

第十二條 践祚ノ後、元號ヲ建テ、一世ノ間ニ、再ビ改メサルコト、明治元年ノ定制ニ從フ。

登極令明治四十年二月
皇室令第一號に曰く

第一條 天皇践祚ノ時ハ、即チ掌典長ヲシテ、賢所ニ祭典ヲ行ハシメ、且ツ践祚ノ旨ヲ皇靈殿・神殿ニ奉告セシム。

第二條 天皇践祚ノ後ハ、直チニ元號ヲ改ム。

元號ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後、之レヲ勅定ス。

第三條 元號ハ詔書ヲ以テ、之レヲ公布ス。

皇室典範に曰く、

第十一條 即位ノ禮及ビ大嘗祭ハ、京都ニ於イテ、之レヲ行フ。

登極令に曰く、

第四條 即位ノ禮及ビ大嘗祭ハ、秋冬ノ間ニ於イテ、之レヲ行フ。

第十八條 諒闈中ハ、即位ノ禮及ビ大嘗祭ヲ行ハズ。

大正二年七月三十日諒闈の期盡くるに及び、翌年秋冬の間を以て大禮を擧げ給はんとせしが、三年四月昭憲皇太后崩じ給ひ、世は再び諒闈となりたれば、その諒闈の期終はるを待ちて、四年十一月

大禮を擧げるゝこととなりしなり。

獨逸に對する宣戰の詔勅

一七三頁

大正三年八月二十三日の詔勅左の如し。

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス

朕茲ニ獨逸國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク職務ニ率循シテ軍國ノ目的ヲ達スルニ勗ムヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ

必ス遺算ナカラムコトヲ期セヨ

朕ハ深ク現時歐州戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ專ラ局外中立ヲ恪守シ以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ此ノ時ニ方リ獨逸國ノ行動ハ遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ其ノ租借地タル膠州灣ニ於テモ亦日夜戰備ヲ修メ其ノ艦艇眷ニ東亞ノ海洋ニ出沒シテ帝國及與國ノ通商貿易爲ニ威壓ヲ受ケ極東ノ平和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ是ニ於テ朕ノ政府ト大不列顛國皇帝陛下ノ政府トハ相互隔意ナキ協議ヲ遂テ兩國政府ハ同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルカ爲必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ朕ハ此ノ目的ヲ達セムトスルニ當リ尙努メテ平和ノ手段ヲ悉サムコトヲ欲シ先ツ朕ノ政府ヲシテ誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スル所アラシメタリ然レトモ所定ノ期日ニ及フモ、朕カ政府ハ終ニ其ノ應諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラス

朕皇祚ヲ践テ未タ幾クナラス且今尙皇妣ノ喪ニ居レリ恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ而カモ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル朕深ク之ヲ憾トス

朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速ニ平和ヲ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚セムコトヲ期ス

攝政御就任 一七六頁

大正天皇の御病氣久しきに亘るの故を以て皇太子裕仁親王が攝政の任に就き給へるは、實に左の制規によれるものなり。

憲法第十七條、攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

皇室典範 第五章 摄政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及ビ樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 摄政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

國民精神作興の詔書 一七七頁

大正十二年十一月十日の詔書左の如し

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘ

カラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ効果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢々トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實効ヲ擧クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ並進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

今上天皇朝見式の勅語 一七八頁

現代史

二二一

昭和元年十二月二十八日今上天皇御践祚後朝見の式に於て賜はりたる勅語左の如し。

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ践祚ノ式ヲ行ヘリ
舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考叙聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒
チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廻チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體
ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ因シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘ
カラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業ト
シテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル

輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ勤モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此
レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ學國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ヲ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ
以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懇ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ
新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其
ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尚ヒ摸擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓

キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕
カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシテ不承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以
ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬ヲ匡弼シ
朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼セヨ

新編國史綱要教授用備考 終

發行所

(25) 東京市神田區錦町一丁目
電話 神田 一四一四番

株式會社 明治書院

著者 芝 葛
東京市神田區錦町一丁目十番地
發行者 株式會社 明治書院
取締役社長 鈴木友三郎
印刷者 細谷祐三

製本許可

昭和四年一月二十日印刷
昭和四年一月二十五日發行

(非賣品)

320

296

終

